

8 校 則

ジョージア日本語学校の全ての児童生徒は以下の校則に従う。また、父母は児童生徒が校則を理解し遵守するよう、誠意を持って学校と協力し積極的に対応をはかる。

学校生活の心得

- 「よく聴き、よく考え、よく実践する」こと。
- 思いやりの心を大切にし、相手の気持ちになって感じたり考えたりすること。お互いの良さを認め合い、自分もかけがえのない存在として大切にすること。

学校生活規則

- ① 本校生徒として相応しい服装・身なりで登校すること。相応しさは教職員の指導によるが、運営委員会が最終的に「Student Dress Code (Cobb County School District)」を参考に判断する。
- ② 学校時間中は、原則的に日本語を使うこと。
- ③ 遅刻をしないこと。始業時間までに教室に入っていること。
- ④ 欠席・遅刻・早退する場合は、必ずその旨を担任へ事前に連絡すること。
- ⑤ 持ち物には記名し、忘れ物をしないように注意すること。
- ⑥ 昼食は必ず指定された場所でとること。また、昼食時以外の飲食は原則禁止する。
- ⑦ 学校時間中に校外へ出る必要がある場合は、必ず担任に届け出ること。
- ⑧ 授業時間中に不必要な物品を取り扱わないこと。
- ⑨ 高等部生徒の自動車による通学は、父母の指導・責任において行うこと。
- ⑩ 踵を覆っている物など、児童生徒の避難時の安全を確保できる靴を履いてくること。サンダルやヒールの高い物は履いてこないこと。
- ⑪ クラブ活動に参加しない児童生徒は、授業終了後直ちに下校すること。

禁止事項

- ① 他児童生徒あるいは教職員等に対し暴力行為をはたらくこと。
- ② 授業を妨げる行為を繰り返すこと。
- ③ 借用校舎の建物・器物破損等、借用を妨げるような行為をすること。
- ④ 他児童生徒に対し、「いじめ」など心身の苦痛を与える行為を行うこと。
- ⑤ 本校生徒として相応しくない服装・身なり等で他児童生徒に影響を与えること。
- ⑥ 学校時間中に携帯電話を使用すること。（緊急連絡は事務局に行う。）
- ⑦ その他、前各号に準ずる程度の、または学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反することをすること。

校舎使用上の規則

現在使用中の校舎（教室・カフェテリア・メディアセンター・体育館・図書室）及び運動場・駐車場は、Cobb County School District の厚意を得て契約しており、借用者として以下の規則を遵守すること。

- ① 校舎内では走ったり、ボール遊びをしたりしないこと。

- ② 教室やロッカーなどに備え付けてある物品（現地校教師・生徒の物品や作品・展示物・ロッカー等）には手を触れないこと。
- ③ 原則としてカフェテリア以外では飲食しないこと。食事の後始末は各自で行うこと。
- ④ 校舎・校庭はきれいに使用し、ごみを拾うことを心がけること。
- ⑤ 体育館の使用は許可を得て使用するとともに、必ず事務局に報告すること。
- ⑥ 建造物（窓ガラス等）・器材等を破損した場合は、必ず事務局に報告すること。
- ⑦ 机や椅子を移動した場合は、元の状態に復元しておくこと。
- ⑧ 放課後、窓を閉めて施錠の確認をすること。
- ⑨ 現地校教職員のラウンジには立ち入らないこと。
- ⑩ 校舎周囲の植え込みには立ち入らないこと。

特別指導並びに懲戒規定

- ① 本校児童生徒としてふさわしくない行為をした者、及び本校則に反した者に対し、校長・教師・事務局・当番は注意並びにしかるべき指導を行い、必要に応じて父母に連絡をとる。なお、父母は誠意を持って協力を図り改善に向けて積極的に努めるものとする。
- ② 注意・指導にもかかわらず改善の見られない児童生徒に対し、運営委員会は本校の健全なる運営を保持するため懲戒処分を取ることができる。
- ③ 懲戒処分は、訓告・謹慎・停学及び退学とし処分内容は運営委員会で決定する。
- ④ 退学処分は、禁止事項に該当し、かつ指導後も改善の見込みがないと判断される者に対し行うものとする。

その他の注意事項

- ① 職員室(メディアセンター)・事務局には、用事のある児童生徒だけが入室すること。
- ② 職員室への入退室の際には、挨拶を忘れないこと。
- ③ 用事のない児童生徒は、他の教室に入らないこと。
- ④ ボール遊びは、決められた学級のボールで行い所定の場所に片付けること。
- ⑤ 屋上にあがったボールは勝手に児童生徒だけで取らず、事務局に連絡し取ってもらうこと。
- ⑥ 校舎周囲の植え込み内には、むやみに立ち入らないこと。その他の区域で遊ぶ場合も、植物の保護育成に十分注意すること。（校舎裏北側の駐車場での遊びは禁止。）
- ⑦ 休憩時間の体育館使用は、授業開始時刻に間に合うように教室に戻ることを原則とし、守れない場合には使用を禁止することもあり得る。
- ⑧ 薬（処方箋薬、一般薬）は自己責任で持参・保管・服用する。自分でできない場合は、父母が行うこと。教職員は原則として投薬補助を行わない。但し、上記の例外として、教職員は、児童生徒に対するエピペンの使用及び使用補助などは行うことができる。
- ⑨ クラブ活動に参加する児童生徒は、そのクラブが定める規程や指導を遵守すること。

2017年4月1日改訂